

印 西 市

合併処理浄化槽設置事業 補助金申請の手引き

令和 8 年度 8 月改訂版

＜発行元＞ 印西市環境経済部環境保全課指導係
〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2
TEL 0476-33-4495 FAX 0476-42-5339
e-mail kankyouka@city.inzai.chiba.jp

目 次

1. 印西市合併処理浄化槽設置事業補助金の概要	1
2. 交付申請について（書類作成の留意点・注意点等）	6
3. 交付決定～工事着工～工事完了	1 0
4. 実績報告書について（書類作成の留意点・注意点等）	1 0
5. 請求書について（書類作成の留意点・注意点等）	1 1
印西市合併処理浄化槽補助金申請に係る納税確認について	1 2
添付する工事写真について（例）	1 3

1. 印西市合併処理浄化槽設置事業補助金の概要

(1) 補助金の趣旨

印西市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上を図るため、専用住宅等へ合併処理浄化槽を設置しようとする方に対して補助金を交付しています。

(2) 補助金の申請

補助対象となる場合には、補助金の申請をすることができます。令和8年度の申請受付については、次のとおりです。

【受付期間】 令和8年4月1日（水）～令和8年12月28日（月）

平日 9時00分～12時00分、13時00分～16時30分

※上記期間内であっても予算上限に達した場合には、その時点で受付を終了します。

（受付を終了した場合は、印西市ホームページにてお知らせします。）

※令和9年3月25日（木）までに工事の完了確認検査及び実績報告書を提出できない場合は、**補助対象外**となります。

【受付場所】 印西市役所2階 環境保全課窓口（郵送での申請受付は実施しておりません。）

(3) 補助対象・補助対象外

- ・補助金の申請は、**工事着工前申請**となります。着工後の場合は、補助対象外となります。
- ・市内において、下水道法に基づく**下水道認可区域以外**の地域が補助対象地域となります。ただし、下水道認可区域内であっても、**下水道の整備が7年以上見込まれない地域**は補助対象となります。（下水道認可区域については、申請前に**下水道課**でご確認ください。）

下水道課：本埜支所（印西市笠神 2587）1階 電話番号：0476-33-4695

※お問い合わせの際は「浄化槽を設置したい場所の住所」と「その住所が下水道認可区域以外の地域かどうか」をあわせてお伝えください。その住所が「下水道認可区域外」もしくは「下水道の整備が今年から7年以上予定されていない」地域であれば、補助対象地域です。

【補助対象外要件（いずれかに該当する場合）】

- ① 浄化槽法第5条第2項の期間を経過していない場合又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けていない場合
- ② 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない場合
- ③ 交付対象者及び同一世帯員のいずれかの者が市税等を滞納している場合
- ④ 交付対象者が、印西市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第11条に規定する実績報告書を提出する時点において、当該補助により合併処理浄化槽を設置した専用住宅等の所在地を住所として住民基本台帳に登録されていない場合
- ⑤ 補助金の申請をする日の属する年度の**3月25日**までに、合併処理浄化槽の設置工事を完了（及び**工事完了時の現地確認**を受け）し、実績報告書を提出することができない場合
- ⑥ 過去7年以内に補助金の交付を受けて合併処理浄化槽を設置し、その浄化槽を入れ替える場合
- ⑦ 印西市暴力団排除条例第2条第1号に該当する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものに該当する場合

※補助金を申請する場合は、p4「印西市合併処理浄化槽設置事業補助金 申請判定フロー」により、補助対象となるかどうかを事前にご確認ください。

(4) 補助区分

令和8年度の補助金額(上限額)は、次のとおりです。実際の経費が上限額に満たない場合は、経費の額が補助金額となります。(ただし、1,000円未満は切り捨て。)

補助対象浄化槽、人槽区分			新設	合併転換	単独転換	くみ取り転換
窒素又は磷除去高度処理型合併処理浄化槽	N10型 ※1	5人槽	474,000円	316,000円	474,000円	474,000円
		6～7人槽	570,000円	380,000円	570,000円	570,000円
		8～10人槽	723,000円	482,000円	723,000円	723,000円
	P型 ※2	5人槽	360,000円	240,000円	360,000円	360,000円
		6～7人槽	462,000円	308,000円	462,000円	462,000円
		8～10人槽	585,000円	390,000円	585,000円	585,000円
	N20型 ※3	5人槽	補助対象外		360,000円	360,000円
		6～7人槽			462,000円	462,000円
		8～10人槽			585,000円	585,000円
窒素及び磷除去高度処理型合併処理浄化槽 N&P型 ※4	5人槽		528,000円	352,000円	528,000円	528,000円
	6～7人槽		693,000円	462,000円	693,000円	693,000円
	8～10人槽		963,000円	642,000円	963,000円	963,000円

【上乗せ補助額】

単独転換	撤去費用(雨水貯留槽への再利用含む)			+230,000円 (上限)	
	配管工事費(建築確認を伴わない)			+350,000円 (上限)	
	高度処理型浄化槽(N10)の設置			+250,000円	
くみ取り転換	撤去費用(住宅等の新築を伴わない)				+140,000円 (上限)
	配管工事費(建築確認を伴わない)				+340,000円 (上限)
	高度処理型浄化槽(N10)の設置				+220,000円
蒸発拡散装置の設置		+100,000円			

※1 N10型 放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下にすることができる能力を有するもの。

※2 P型 放流水の総りん濃度が1mg/ℓ以下にすることができる能力を有するもの。

※3 N20型 放流水の総窒素濃度が10mg/ℓを超え20mg/ℓ以下にすることができる能力を有するもの。

※4 N&P型 放流水のBODを10mg/ℓ以下、総窒素濃度を10mg/ℓ以下及び総磷濃度を1mg/ℓ以下にすることができる機能を併せて有するもの。

○設置補助

新設

- ・住宅の新築に伴い合併処理浄化槽を設置する場合です。

合併転換

・市内の一戸建て住宅において合併処理浄化槽の設置替えを行う場合や、市内において既に合併処理浄化槽を使用しており、新たに合併処理浄化槽を設置する住宅に転居する場合です。

※例外として、元の住宅から一部の世帯員のみ転居する場合などは、「合併転換」ではなく「新設」扱いとなる場合があります。申請前に必ずご相談ください。

（例）親世帯と子世帯が同居していたが、子世帯が独立のため、新築住宅を建てる際に合併処理浄化槽を設置し、元の住宅には親世帯が残って既存合併処理浄化槽を使い続ける場合。

単独転換

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えする場合です。

くみ取り転換

- ・くみ取り便所からの設置換えする場合です。

○上乗せ補助

※いずれも上限額のため、経費（撤去費・蒸発拡散装置の設置費・配管工事費）が上限額に満たない場合は、実際にかかった経費の補助になります（1,000 円未満切り捨て）。

撤去費

・単独処理浄化槽の撤去又は雨水貯留槽としての再利用もしくはくみ取り便槽の撤去に加算されます。

※くみ取り便槽の撤去に関し、完全撤去を行わない場合及び住宅等の新築を伴う場合の撤去は対象外です。

蒸発拡散装置の設置

・放流先が無く、蒸発拡散装置を設置する場合に加算されます。

※放流先が無い場合とは、浄化槽からの放流水をつなぐ、側溝等が無い場合のこと。

配管工事費

- ・建築確認を伴わない単独転換、くみ取り転換で、配管工事を行う場合に加算されます。
- ・対象は、流入管、升、放流管の設置工事費、既設配管の撤去（埋設や根切等の作業も含む）及び配管材料費です。

（５）浄化槽の人槽算定について

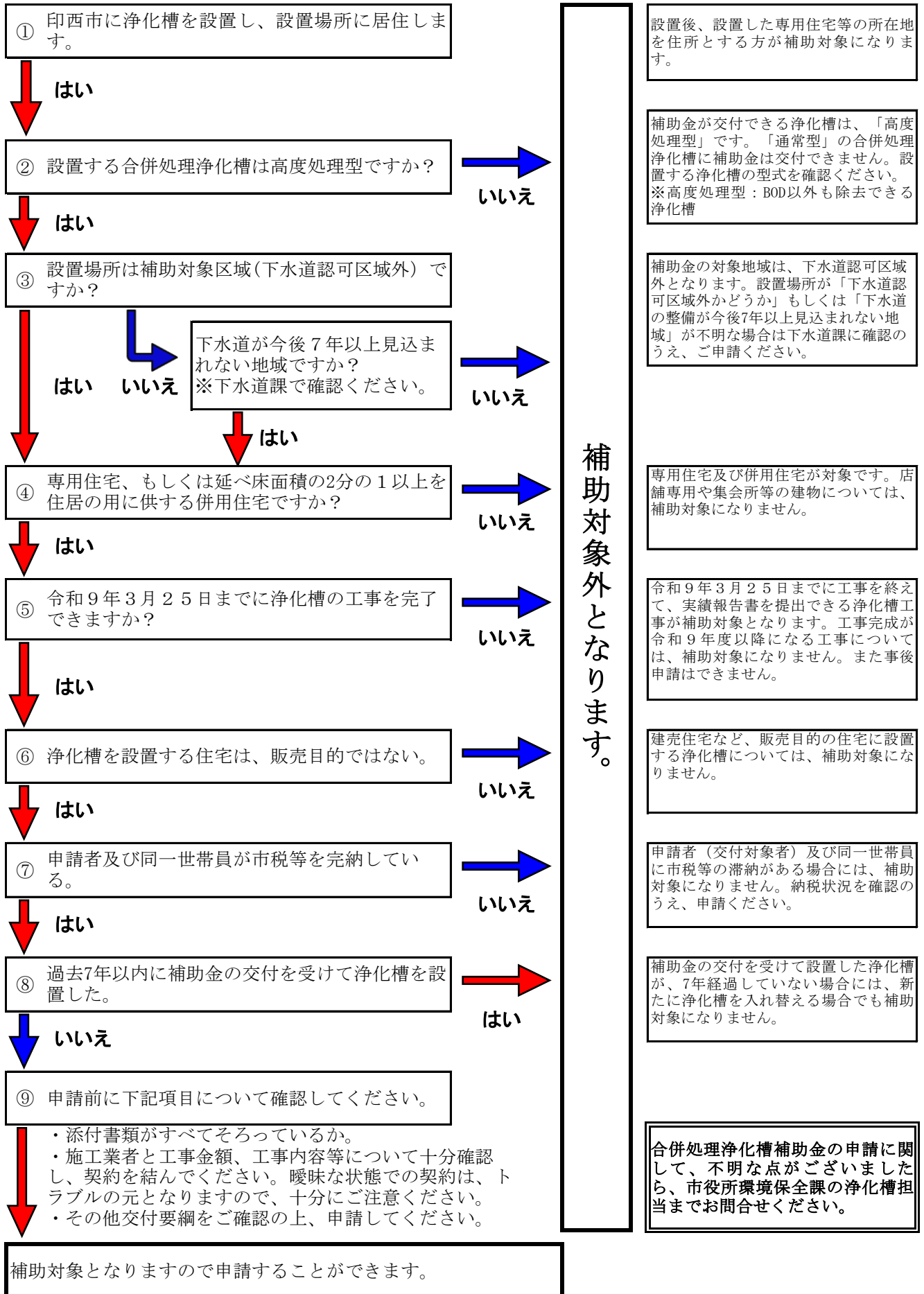
浄化槽の人槽算定については、建物面積だけでなく**使用人数**を考慮してください。二世帯住宅等特殊な場合もありますので、算定に疑義が生じた場合には必要に応じて印旛地域振興事務所地域環境保全課環境保全担当に照会し算定してください。

※5人未満居住の住宅で7人槽を設置する場合、床面積以外で5人槽を設置しない理由が必要です。

（６）補助金支払いまでの流れ

申請後、補助金支払いまでの流れについて、p 5「印西市合併処理浄化槽設置事業補助金 申請から支払いの流れ」をご確認ください。

印西市合併処理浄化槽設置事業補助金 申請判定フロー



印西市合併処理浄化槽設置事業補助金 申請から支払いの流れ

受付期間等	申請者	市	備考
4月1日から 12月28日まで	※「申請判定フロー」で申請要件を満たしているか、ご確認ください。 <pre> graph TD subgraph Applicant [申請者] A[補助金交付申請書] --> B[通知書受取] B -- "(工事着工)" --> C[基礎工事完了・中間確認申込] C -- "(工事完了)" --> D[実績報告書提出] end subgraph City [市] E[受付] --> F[書類審査] F --> G[補助金交付決定通知書] G --> H[中間確認予約受付] H --> I[本体据付時の現地確認(中間確認)] I --> J[完了確認検査] end A --> E F --> B G --> C I --> D </pre>		
3月25日まで	<pre> graph TD subgraph Applicant [申請者] K[完了確認検査] --> L[通知書受取] L --> M[請求書] M --> N[補助金受け取り] end subgraph City [市] O[受付] --> P[額の確定通知書] P --> Q[支払い] end K --> O P --> L Q --> N </pre>		

…… 上図におけるこのマークは、提出書類及び通知書類等となっております。

2. 交付申請について（書類作成の留意点・注意点等）

交付申請書※¹及び添付書類を添付して申請してください。

各書類は記入例をもとに作成し、※印がついた書類については、留意事項をご確認ください。

添付書類

1. 事業計画書
2. 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し ※2
3. 収支予算書
4. 合併処理浄化槽の構造図 ※3
5. 配置配管図 ※4
6. 見積書の写し
7. 工事請負契約書の写し
8. 過年度分市税納税証明書等 ※5（原則不要です）
9. 登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票） ※6
10. 保証登録証 ※7
11. 浄化槽概要書の写し又は浄化槽調書の写し ※8
12. 既設の合併処理浄化槽の現況及び転換計画を記した書類（合併転換の場合のみ添付）※9
13. 既設の単独処理浄化槽の現況及び転換計画を記した書類（単独転換の場合のみ添付）※9
14. 既設のくみ取り便所の現況及び転換計画を記した書類（くみ取り転換の場合のみ添付）※9
15. 蒸発拡散装置を設置する場合の計画を記した書類、その他装置の概要を示す書類（放流先がない場合に処理装置を設置する場合のみ添付） ※10
16. 浄化槽設備士免状の写し
17. その他市長が必要と認める書類 ※11

【留意事項】

※1. 住民登録状況及び市税等の納税状況の確認のため、「5 申請者の同意」において、同意に○を付けてください。（申請時住所が市外の場合でも、○をつける必要があります。）

※2. 設置手続きの方法により、次のいずれかの書類を提出してください。

①浄化槽設置届出書の写し（浄化槽の設置替え工事の場合）

✓印旛地域振興事務所の受付日から10日以上経過しているか。

✓浄化槽設置届出書の内容が交付申請の内容と合致しているか。

②建築確認済証の写し（建築確認を伴う浄化槽工事の場合）

✓便所の種類が水洗、合併処理浄化槽になっているか。

✓交付申請の人槽と建築確認済証に記載されている建築物の延べ床面積が対応しているか。

※ 3. 「型式適合認定書別添仕様書及び図面」、「認定書」の写しを添付してください。

※ 4. 配置配管図は、任意書式でご提出ください。

ただし、次の事項は必ず図面上で明示してください。

- (1) 縮尺
- (2) 管延長
- (3) 枿番号
- (4) 枿種凡例
- (5) 建築物と浄化槽の距離（土圧、擁壁の施工等の関係で必要。〇〇m と明記してください。）
- (6) 転換の場合には、既設の浄化槽・くみ取り便所の位置
- (7) 流入から一次放流先（宅内敷地から直近の市道または県道の側溝など）までの経路

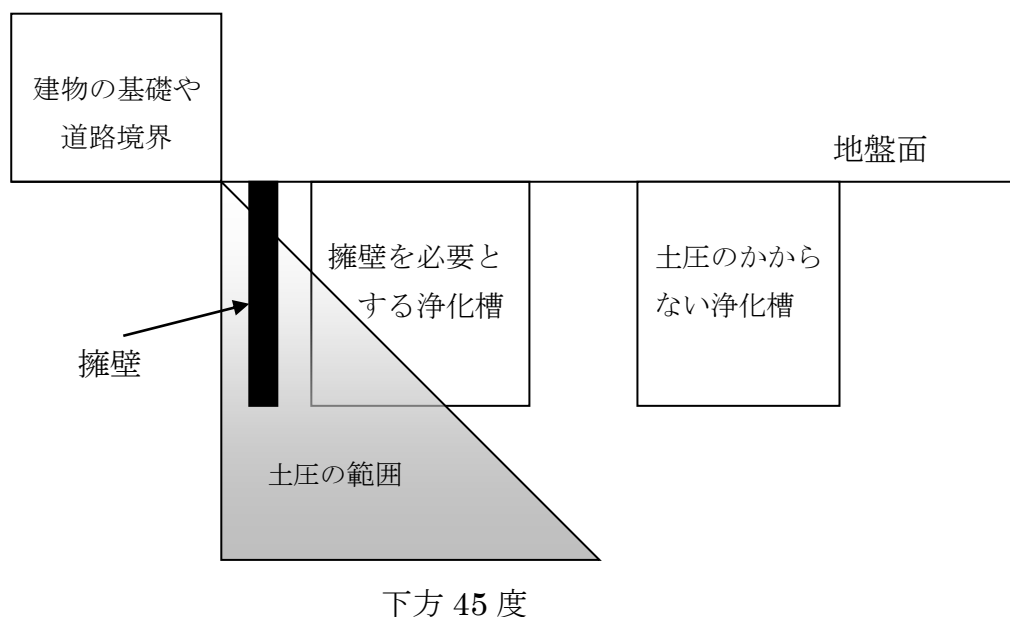
※別途準備する道路占用許可書関係書類において、給排水計画平面図等の配管図を提出、一次放流先までの経路が確認可能な場合は宅外以降の配管図は省略可。

浄化槽の設置位置について

1. 隣地からはできる限り 1 m以上 離すこと。距離をとれない場合には、下記の措置を講ずること。
2. 道路からはできる限り 2 m以上 離すこと。距離をとれない場合には、下記の措置を講ずるか事前に担当課に相談すること。
3. 建築物の基礎から原則として 2 m以上 離すこと。距離をとれない場合には、下記の措置を講ずること。

（距離をとれない場合に講じる措置）

- ・建築物の基礎を深くして浄化槽が 下方 45 度以内 に入らないようにすること。（土圧がかからないことを確認するため、断面図を提出してください。）
- ・下方 45 度以内に係る部分について土圧に耐える擁壁を設置すること。
- ・上記措置を講じることも困難な場合は理由書を提出してください。



- ※ 5. 交付申請書「5 申請者の同意」欄で、「同意しない」を選択した場合のみ必要になります。
同意した場合は、納税証明書等を取得する必要はありません。
 また、申請時住所が市外の場合は、居住地の納税証明書等についても提出不要です。（交付申請書における「申請者の同意」は必要です。）
- ※ 6. 登録証、管理票（C票）ともに、補助金の申請内容と一致しているか確認してください。
 また、登録証は有効期限が切れていないか確認してください。
- ※ 7. 補助金の申請内容と一致しているか確認してください。
 千葉県浄化槽協会により登録が確認され、証明印が押印されているものを提出してください。
- ※ 8. 設置手続きの方法により、次のいずれかの書類を提出してください。
 ①浄化槽概要書（浄化槽の設置替え工事の場合）※浄化槽設置届出の際に添付したものの写し。
 ②浄化槽調書（建築確認を伴う浄化槽工事の場合）※建築確認申請の際に添付したものの写し。
✓放流先欄には原則として宅内敷地から出てすぐの接続先を記入してください。
例：浄化槽から敷地に隣接する側溝に直接放流する場合は「側溝」、浄化槽から開発敷地内に
 あらかじめ敷設された污水管あるいは排水管に放流する場合は「污水管」「排水管」など
- ※ 9. 転換計画書に加えて、①撤去費の見積書、②既設浄化槽・くみ取り便槽の現況写真を提出してください。
- ※ 10. 設置する蒸発拡散装置については、千葉県浄化槽取扱指導要綱第5の3の（2）で規定された
 「放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン」の基準に適合している蒸発拡散装置であることを確認してください。
- ※ 11. その他として、次の書類を提出してください。
- (1) 位置図（必須）
 浄化槽を設置する住宅の所在地を明確に記した位置図を添付してください。位置を特定できるよう、必ず付近の目標物が入ったものとしてください。
- (2) 道路占用許可書等の放流同意関係書類
 千葉県生活排水対策浄化槽推進事業補助金交付要綱第2条の3第2項に基づき、補助対象浄化槽について浄化槽と放流先の接続状況を把握する必要があります。一次放流先（宅内敷地から直近の市道又は県道の側溝など）への接続状況を把握するため、新設もしくは転換の場合に関わらず、道路占用許可書（市や県の土木管理者の許可）等を取得した放流先までの配管が確認できる書類として以下の書類をご提出ください。
 また、他人の土地への接続、配管を通す場合には、所有者の同意書を添付してください。
✓宅地造成地や私有地内にある既存側溝・枳等に接続する場合は、私有地管理者等が取得しているその下流の公共側溝への接続許可書等を添付してください。
【必要書類】
 ・道路占用許可書
 ◆1 ページ目（頭紙）

・道路占用許可申請書の添付図面

◆配管図（給排水計画平面図でも可）※

※上記図面がそろえられない場合は、※4 配置配管図に一次放流先までの排水経路を記載すること。

(3) プレキャストコンクリート板（P C板）施工計画書及び委任状

P C板を使用する場合には、次の書類を提出してください。

①県の認定を受けた施工計画書の写し

②自社のP C板以外を使用する場合には、認定業者からの施工の委任状

(4) 補助金申請に係る委任状

浄化槽を設置する住宅が共有名義となっている場合や、住宅の所有者が申請者と異なる場合は、申請者以外の所有者（共有名義人を含む）による、補助金申請に係る権限の委任状を提出してください。

委任状は権利義務に関する重要な書類であるため、本人による署名もしくはパソコンによる記名であれば必ず押印してください。

(5) 浄化槽処理対象人員算定の理由書

設置する浄化槽が7人槽、10人槽で、居住する世帯全員の人数がそれぞれ5人未満、7人未満となる場合は、面積以外の人員算定の理由書を提出してください。

(6) 現在の住宅の汚水処理方法がわかる書類（市外もしくは市内で集合住宅の場合は提出不要）

現在の汚水処理方法によって補助金額が変わります。浄化槽の設置替えの場合は、各転換計画書類（添付書類12～14）において、設備士による既設浄化槽等の確認箇所を設けていますので、確認してください。

申請時住所で下水道を使用している場合は、現在の汚水処理方法が下水道であることを確認するため、下水道の領収書（コピー可）等を提出してください。

(7) 「合併転換」のうち「新設」の区分にあたることを示す書類

「合併転換」のうち、元の住宅から一部の住民のみが引っ越しをする場合には、例外として「新設」となり、補助金額が変わる場合があります。事前に環境保全課で確認し、該当する場合は、次の書類を提出してください。

①現在の住居に住んでいる世帯全員（2世帯の場合は2世帯分）の「住民票の写し」または「一部世帯員の転居に伴う住民情報の確認に関する同意書」

②一部の世帯が現在の住居に居住し、既設の浄化槽を使用し続ける旨の誓約書

(8) 合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請理由書の提出について

浄化槽の設置等施工基準を満たすことが困難な場合は、合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請理由書を提出すること。

3. 交付決定～工事着工～工事完了

申請書提出後、申請内容に不備等がなければ、「交付決定通知書」を申請時住所に郵送します。交付決定通知書を受領した後、中間確認検査の日程を調整したうえで浄化槽工事に着工してください。

（１）本体据付時の現地確認（中間確認）

工事着工後、浄化槽本体を据え付け直前の状態になりましたら、浄化槽施工業者（浄化槽設備士）と市職員による本体据付時の現地確認（中間確認）を実施します。事前に環境保全課へご連絡の上、日程調整をしてください。

予約後に雨天の予報が出た等、工事が難しいと判断された場合には環境保全課にご相談ください。

（２）工事完了・完了時の現地確認（完了確認）

中間確認後問題がなければ、そのまま工事を進めてください。工事完了後、「実績報告書」、「補助金等交付請求書」を環境保全課窓口へ提出してください。提出後、申請者、浄化槽施工業者（浄化槽設備士）、市役所職員の３者立ち会いによる工事完了時の現地確認（完了確認）を実施します。事前に日程調整をお願いします。

※検査当日は洗濯機の排水も確認します。事前に排水方法を確認しておき、当日の検査時間は洗濯機を使用しないようあらかじめ施工事業者から申請者に周知してください。

※中間確認・完了確認の際にはそれぞれ浄化槽設備士のサインをいただきます。申請時の監督者になっている設備士以外の設備士が立ち会う場合には、必ず設備士免状の写しを提出してください。

4. 実績報告書について（書類作成の留意点・注意点等）

実績報告書及び添付書類を添付して提出してください。

各書類は記入例をもとに作成し、※印のついた書類については、留意事項を確認してください。

1. 浄化槽法第7条検査の費用を納付したことを証する書面
2. 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽管理者が保守点検業者を窓口として保守点検及び清掃並びに浄化槽法第11条検査の受検手続きの代行を一括して約定した契約書の写し ※1
3. 工事写真 ※2
4. 工事完成平面図 ※3
5. 工事費請求書又は領収書の写し（蒸発拡散装置を付ける場合は蒸発拡散装置分も含む）
6. 合併処理浄化槽施工結果報告書
7. 本報告前3か月以内に発行された世帯全員の住民票の写し ※4
8. 既設合併処理浄化槽転換結果報告書（合併処理浄化槽からの転換に限る。）
9. 既設単独処理浄化槽転換結果報告書（単独処理浄化槽からの転換に限る。）
10. 既設くみ取り便所転換結果報告書（くみ取り便所からの転換に限る。）
11. 許可された処分場の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し ※5
12. 放流先のない場合の処理装置施工結果報告書（放流先のない場合の処理装置を設置した場合に限る。）
13. 浄化槽法第10条の規定を遵守する誓約書

14. その他市長が必要と認める書類

【留意事項】

※1. 保守点検、清掃、浄化槽法第11条検査の全てを契約すること。

※2. P13、14を参考に、撮り忘れや不足がないようにしてください。

※3. 工事完成平面図は、各業者の任意書式で提出してください。

ただし、次の事項は確定した数値で必ず図面上で明示してください。

- (1) 縮尺
- (2) 建物と浄化槽の距離（土圧、擁壁の施工等の関係）
- (3) 管延長
- (4) 枿番号
- (5) 枿種凡例
- (6) 流入から一次放流先（宅内敷地から直近の市道または県道の側溝など）までの経路

※別途準備する道路占用許可書関係書類において、給排水計画平面図等の配管図を提出、一次放流先までの経路が確認可能な場合は宅外以降の配管図は省略可。

※枿番号と写真の枿番号を一致させてください。

※その枿がどの排水系統なのか、明示してください。（台所、浴室、洗濯機、トイレ等）

※4. 交付申請書の「5 申請者の同意」において「同意しない」に○をつけた場合に必要になります。

印西市内の浄化槽設置場所住所に住民登録があることを確認するため、世帯全員の住民票の写しを提出してください。

※5. 合併転換、単独転換、くみ取り転換において、既設の合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽を撤去した場合、産業廃棄物として処分したことを証する書面（産業廃棄物管理票 マニユフェスト（E票））の写しを添付してください。

※単独転換、くみ取り転換において、既設浄化槽等を撤去しない場合は、上乗せ補助の対象となりませんのでご注意ください。

5. 請求書について（書類作成の留意点・注意点等）

請求書の作成にあたっては、記入例をご参照ください。

※補助金の振込口座について、金融機関名、支店名、口座番号等を十分に確認してください。

申請書類、記入例等の電子データは、印西市役所ホームページよりダウンロードできますのでご利用ください。

<印西市役所ホームページ>

令和8年度印西市合併処理浄化槽補助金

<https://www.city.inzai.lg.jp/0000014170.html>

印西市合併処理浄化槽補助金申請に係る納税確認について

印西市合併処理浄化槽補助金を申請し、交付を受けるためには、市税等が完納されていることが条件となります。詳細については、次のとおりとなりますので、ご確認いただき申請書のご提出をお願いいたします。

1 確認する市税等の種類

- ・市県民税
- ・固定資産税、都市計画税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料

※上記のうち**納期限到来分**について未納がないか**公簿**等により確認します。交付申請書内「5 申請者の同意」欄の「同意します」に○をつけてください。市外の方も同意が必要です。

2 対象者

申請者及び申請者と同一世帯の方

3 市税等を確認する期日

補助金の申請日時点において、対象者に未納がないかどうかを確認いたします。

4 その他

- ・未納がないかご自身で確認してから申請くださるようにご協力お願いいたします。
- ・指定の金融機関等で納付してからシステムに反映されるまで、1～2週間程度の期間が必要となるため、市税等を確認した際に行き違いにより未納となってしまう場合があります。予めご了承ください。
- ・未納が確認された場合は、滞納分を納付された後の申請受付となります。

添付する工事写真について（例）

実績報告書等に添付する写真について、下記を例にお願いいたします。写真が不足している場合には、補助金交付できない場合がございますので、撮り忘れのないようにご注意ください。

手引きの付属部分に必要な工事写真の添付見本がございますので、ぜひご利用ください。

<新設・転換 共通の写真>

写真No	写真名称	補則事項
1	着工前	設備士本人及び黒板、標識、地縄
2	掘削状況	
3	掘削完了	
4	割栗地業	栗石のつき固め終了後、深さのわかるスケールとともに写す
5	砕石転圧	
6	床付状況	
7	底版配筋	スケール拡大写真（D10@200）
8	底版コンクリート打設	スケール拡大写真（打設厚＝100～）
9	底版水平確認	水平器拡大写真
※擁壁工事がある場合には、擁壁配筋、工事状況、完成の写真を添付 ※支柱工事がある場合には、支柱配筋、工事状況、完成の写真を添付 ※PC版を使用の場合には、本体、工事状況、完成の写真を添付（認定書・仕様書の添付）		
10	浄化槽本体	浄化槽本体を埋設前に撮影、名称等が確認できる写真
11	本体据付	設備士本人及び黒板、標識
12	本体水平確認	水平器拡大写真
※浮上防止対策がある場合には、その写真を添付		
13	水張り漏水検査	
14	水張り後水平確認	
15	埋め戻し状況	
16	埋め戻し完了	
17	放流配管工事	本体～放流枡
18	導入配管工事	家屋～各枡～本体
19	上部スラブ砕石転圧	
20	上部スラブ配筋状況	スケール拡大写真（D10@200）
21	上部スラブコンクリート打設	スケール拡大写真（打設厚＝100～）
22	工事完了	設備士本人及び黒板、標識
※ポンプ槽がある場合には、ポンプ槽状況写真を添付（放流ポンプは必ず2基必要） ※ピット構造の場合には、全体、水抜きがわかる写真を添付		
23	かさ上げ状況	スケール拡大写真（H＝～300mm）※一番深い箇所
24	ブロー設置状況	アースがある場合には接続状況
25	配管工事状況	
26	すべての枡	すべての枡の蓋を開けて上部から撮影。枡内の状況がわかる写真を添付。黒板等により枡番号、排水元を記入し、図面の枡番号と合わせる。

＜合併転換の場合に添付する写真＞

浄化槽を撤去する場合		浄化槽を残置する場合	
写真 No	写真名称	写真 No	写真名称
1	工事着工前	1	工事着工前
2	汚泥汲み取り作業	2	汚泥汲み取り作業
3	消毒作業	3	消毒作業
4	撤去作業	4	解体作業
5	撤去した浄化槽を車両に積載	5	埋め戻し作業
6	埋め戻し作業	6	工事完了
7	工事完了		

※工事着工前の既設浄化槽の写真を、申請書に添付してください。

＜単独転換の場合に添付する写真＞

写真 No	写真名称
1	工事着工前
2	汚泥汲み取り作業
3	消毒作業
4	撤去作業
5	撤去した浄化槽を車両に積載
6	埋め戻し作業
7	工事完了

※工事着工前の既設浄化槽の写真を、申請書に添付してください。

＜くみ取り転換の場合に添付する写真＞

写真 No	写真名称
1	工事着工前
2	汚泥汲み取り作業
3	消毒作業
4	撤去作業
5	撤去した汲み取り便槽を車両に積載
6	埋め戻し作業
7	工事完了

※工事着工前の既設便槽の写真を、申請書に添付してください。

＜放流先のない場合の処理装置設置の写真＞

蒸発拡散装置を設置する場合	
写真 No	写真名称
1	工事着工前
2	掘削状況
3	床付状況
4	蒸発拡散装置本体
5	本体据付
6	工事完了

<注意事項>

- ・水平確認（底版、本体据付後）については、通常の写真と拡大した写真を添付ください。
- ・底版や上部スラブの配筋、底版の厚さ、かさ上げ等を計測しているスケールについても、計測数値がよくわかる写真を添付ください。
- ・看板の文字はできるだけ見やすく、大きく記載し、読めるように写真撮影したものを添付してください。
- ・写真については、余白を減らして写真部分はできるだけ大きくしてください。
- ・各柵の中の撮影については、中の様子がよくわかるように撮影し添付ください。

写真①

①

着工前の写真
設備士本人及び黒板、
標識、地縄

写真②

②

掘削状況の写真

写真③

③

掘削完了の写真

④

割栗地業の写真

栗石のつき固め終了後
深さのわかるスケール
と共に計測数値がよく
わかるように写す

写真④

⑤

砕石転圧の写真

写真⑤

⑥

床付状況の写真

写真⑥

写真⑦

⑦

底版配筋の写真

スケール拡大写真と共に
写したもの

(D10@200)

計測数値がよくわかるよ
うに撮影

写真⑧

⑧

底版コンクリート打設
の写真

スケール拡大写真と共
に写したもの

(打設厚=100~)

計測数値がよくわかる
ように撮影

写真⑨

⑨

底版水平確認の写真

水平器拡大写真

水平であることがよく
わかるように撮影

⑩

擁壁工事が必要な場合
擁壁配筋の写真

写真⑩

⑪

擁壁工事が必要な場合
工事状況の写真

写真⑪

⑫

擁壁工事が必要な場合
完成の写真

写真⑫

写真⑬

⑬

支柱工が必要な場合
支柱配筋の写真

写真⑭

⑭

支柱工が必要な場合
工事状況の写真

写真⑮

⑮

支柱工が必要な場合
完成の写真

①⑥

PC版使用の場合
本体の写真

写真①⑥

①⑦

PC版使用の場合
工事状況の写真

写真①⑦

①⑧

PC版使用の場合
完成の写真
水平確認は、通常の写真と拡大した写真を添付

写真①⑧

写真①⑨

①⑨

浄化槽本体の写真
浄化槽本体を埋設前
に、各名称等が確認で
きるように撮影

写真②⑩

②⑩

本体据付の写真
設備士本人及び黒板、
標識

写真③⑪

③⑪

本体水平確認の写真
水平器拡大写真

②②

水張り漏水検査の写真

写真②②

②③

水張り後水平確認
の写真
水平確認は、通常の写
真と拡大した写真を添
付

写真②③

②④

埋め戻し状況の写真

写真②④

写真②⑤

②⑤

埋め戻し完了の写真

写真②⑥

②⑥

放流配管工事の写真
浄化槽本体～放流桝

写真②⑦

②⑦

導入配管工事の写真
家屋～各桝～浄化槽
本体

②⑧

上部スラブ砕石転圧
の写真

写真②⑧

②⑨

上部スラブ配筋状況の
写真
スケール拡大写真
(D10@200)
計測数値がよくわかる
ように撮影

写真②⑨

③⑩

上部スラブコンクリー
ト打設の写真
スケール拡大写真
(打設厚=100～)
計測数値がよくわかる
ように撮影

写真③⑩

写真③①

③①

工事完了の写真
設備士本人及び黒板、
標識

写真③②

③②

ポンプ槽がある場合
ポンプ槽状況と放流ポ
ンプが2基設置されて
いることがわかる写真

写真③③

③③

かさあげ状況の写真
スケール拡大写真
(H=～300mm)
※一番深い箇所
計測数値がよくわかる
ように撮影

③④

ブローワー設置状況
の写真
アースがある場合には
接続状況

写真③④

③⑤

配管工事状況の写真

写真③⑤

③⑥

すべての柵の写真
すべての柵の蓋を開け
て上部から撮影。柵内
の状況がよくわかるよ
うに撮影。
黒板等により柵番号、
排水元を記入し、図面
の柵番号と合わせる。

写真③⑥

写真③⑦

③⑦

合併、単独、くみ取り
転換の場合
工事着工前の写真

写真③⑧

③⑧

合併、単独、くみ取り
転換の場合
汚泥汲み取り作業の
写真

写真③⑨

③⑨

合併、単独、くみ取り
転換の場合
消毒作業の写真

④⑩

合併、単独、くみ取り転
換の場合
撤去作業の写真

写真④⑩

④⑪

合併、単独、くみ取り転
換の場合
撤去した浄化槽または
くみ取り便槽を車両に
搭載した写真

写真④⑪

④⑫

合併、単独、くみ取り転
換の場合
埋め戻し作業の写真

写真④⑫

写真④③

④③

合併、単独、くみ取り
転換の場合
工事完了の写真

写真④④

④④

合併、単独転換で
浄化槽を残置する場合
工事着工前の写真

写真④⑤

④⑤

合併、単独転換で
浄化槽を残置する場合
汚泥汲み取り作業
の写真

④⑥

合併、単独転換で
浄化槽を残置する場合
消毒作業の写真

写真④⑥

④⑦

合併、単独転換で
浄化槽を残置する場合
解体作業の写真

写真④⑦

④⑧

合併、単独転換で
浄化槽を残置する場合
埋め戻し作業の写真

写真④⑧

写真④⑨

④⑨

合併、単独転換で
浄化槽を残置する場合
工事完了の写真

写真⑤⑩

⑤⑩

蒸発散装置設置の場合
工事着工前写真

写真⑤⑪

⑤⑪

蒸発散装置設置の場合
掘削状況の写真

⑤②

蒸発散装置設置の場合
床付状況の写真

写真⑤②

⑤③

蒸発散装置設置の場合
蒸発散装置本体の写真

写真⑤③

⑤④

蒸発散装置設置の場合
蒸発散装置本体
据付の写真

写真⑤④

⑤⑤

蒸発散装置設置の場合
工事完了の写真

写真⑤⑤